

重要事項説明書

居宅介護支援事業所 とよおかの里

事業の目的及び運営方針

1 事業の目的

社会福祉法人尚徳会が開設する居宅介護支援事業所「とよおかの里」が行う居宅介護支援の事業の適正な運営を確保するために人員及び管理運営に関する事項を定め、要介護状態の依頼を受け、その心身の状況、その置かれている環境、要介護者及びその家族の希望等を勘案し利用する介護サービス等の種類及び内容、居宅介護サービス計画を作成すると共にサービス計画に基づき各サービスの提供が確保されるよう各事業者等との連絡調整その他便宜の提供を行うと共に要介護者等が介護保険施設の入所を希望する場合は介護保険施設への紹介等の便宜の提供を行うことを目的とする。

2 運営方針

- (1) 利用者が要介護状態となった場合においても、可能な限り居宅においてその有する能力に応じ自立した日常生活が営む事が出来るよう配慮して身体介護その他生活全般に渡る相談援助を行う。
- (2) 利用者の心身状況、その置かれている環境に応じて利用者の選択に基づき適切な保険医療サービス及び福祉サービスが多様な事業者から総合的かつ効果的に提供されるよう配慮して行う。
- (3) 利用者の意思及び人格を尊重し常に利用者の立場に立って、利用者に提供される居宅サービス等が特定の居宅サービス事業者に不当に偏ることのないように公正中立に行う。
- (4) 事業に実行に当たっては、地域包括支援センター、他の居宅介護支援事業所、介護保険施設等との連携をを図り総合的なサービス提供に努める。
- (5) 上記の他「指定居宅介護支援等の事業の人員及び運営に関する基準(厚生省令第38号)平成11年3月31日付」第13条の具体的取り扱いを遵守する。

職員の職種、人数及び職務内容

社会福祉法人尚徳会居宅介護支援事業所とよおかの里に勤務する職種、員数及び職務内容は介護保険法に基づく人員配置基準以上を配置しています。

職種	常勤	非常勤	常勤換算	指定基準	職務の内容
1.事業所長(管理者)	1名		1名	1名	管理者、介護支援専門員と兼務
2.介護支援専門員	2名		2名	1名以上	介護支援専門員